

## 仕 様 書

1. 件名 ガソリンの購入等に係る単価契約
2. 契約内容  
レギュラーガソリン及び軽油の購入、及びワックス洗車、タイヤ交換
3. 予定数量(令和7年度見込み)
  - ・レギュラーガソリン(JIS K2204 2号) 総量 20,036ℓ
  - ・軽油(JIS K2202) 総量 669ℓ
  - ・ワックス洗車 88回  
ワックス効果のある洗車とする。
  - ・タイヤ交換 152本  
バランス調整を含む

※支局・事務所別の予定数量については別紙のとおり  
予定数量は契約期間中の見込み数量であり、落札者は増減が生じても異議を申し立てないこと。
4. 履行場所
  - ・レギュラーガソリン及び軽油については中国管内の各給油所(高速道路を除く)
  - ・ワックス洗車、タイヤ交換については、中国運輸局の各支局・事務所の最寄り給油所で契約時に協議決定した場所とする。
5. 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
6. 石油メーカーの提供する全国カードを使用し、中国管内の複数の給油所での給油が対応可能な者であること。また、入会金・年会費不要の給油専用カードを使用することとし、別紙に指示する車両毎に発行すること。なお、使用する給油専用カードの石油メーカーは統一すること。
7. 別紙の各所属の半径5km以内に給油、洗車、タイヤ交換(乗用車)を行うことが可能な給油所があること。
8. ガソリン給油等を行った場合、給油等年月日、品名、数量、車両を示す番号(給油カード番号)を記載した伝票(様式任意)を発行すること。
9. 各給油所で単価金額が同一であること。
10. 当月に調達した内容(月末締め)をとりまとめて、翌月末までに中国運輸局長あてに請求書を発行すること。なお、当該請求にあたっては所属毎及び車両毎の内訳があること。
11. 契約単価のうちレギュラーガソリン及び軽油の単価については、発注者又は落札者からの申し出により、価格の改定をすることができる。改定にあたっては、資源エネルギー庁公表の「石油製品小売市況調査(都道府県別)(ガソリン、軽油、灯油)」(月曜調査・水曜公表)の前月第3週以降のデータをもとに、中国地方の店頭現金価格と契約締結時(変更契約がある場合は変更契約の締結時とする)の価格差が税抜き1円以上ある場合に協議のうえ、価格差に応じて契約単価の改定を変更契約により実施する。また、法改正により税率等の変動が生じる場合についても双方協議のうえ、価格改定を行う。
12. 本契約の履行に際しては、関係法令を遵守すること。
13. 本仕様書に記載の無い事項又は双方に疑義が生じた場合には、両者で協議のうえ決定する。

所 属	住 所	車両台数	ガソリン・軽油		洗車	タイヤ交換
			軽油	669 ㍓		
中国運輸局	広島市中区上八丁堀6-30	5 台	ガソリン	5,099 ㍓	53 回	36 本
広島運輸支局	広島市西区観音新町4-13-13-2	3 台	ガソリン	2,392 ㍓	1 回	24 本
尾道海事事務所	尾道市古浜町27-13	2 台	ガソリン	1,509 ㍓	4 回	0 本
因島海事事務所	尾道市因島土生町1899-35	1 台	ガソリン	608 ㍓	0 回	0 本
呉海事事務所	呉市宝町9-25	2 台	ガソリン	604 ㍓	3 回	0 本
鳥取運輸支局	鳥取市丸山町224	2 台	ガソリン	1,481 ㍓	2 回	12 本
鳥取運輸支局(境庁舎)	境港市昭和町9-1	1 台	ガソリン	451 ㍓	2 回	8 本
島根運輸支局	松江市馬潟町43-3	3 台	ガソリン	2,357 ㍓	3 回	24 本
岡山運輸支局	岡山市北区富吉5301-5	3 台	ガソリン	1,594 ㍓	4 回	20 本
岡山運輸支局(玉野庁舎)	玉野市宇野1-8-2	2 台	ガソリン	380 ㍓	3 回	0 本
水島海事事務所	倉敷市水島福崎町2-15	2 台	ガソリン	638 ㍓	4 回	0 本
山口運輸支局	山口市宝町1-8	2 台	ガソリン	1,783 ㍓	3 回	12 本
山口運輸支局(徳山庁舎)	周南市徳山港町6-35	2 台	ガソリン	1,140 ㍓	6 回	16 本
計		30 台	軽油	669 ㍓	88 回	152 本
			ガソリン	20,036 ㍓		